

品川区消防団員に対する報償金等支給要綱

制定	平成 9年	8月28日	区長決定
	平成 9年	9月	要綱第 81号
改正	平成13年	4月 3日	部長決定
	平成13年	6月	要綱第151号
改正	平成21年	3月27日	部長決定
	平成21年	4月	要綱第171号
〃	平成27年	3月31日	部長決定
	平成27年度	4月	要綱第 306号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区の消防団員が、火災予防運動等に従事した場合の報償金および優良消防団員として表彰された場合の報奨金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報償金の支給対象)

第2条 区長は、次の区分により、1日を単位として必要かつ相当と認める範囲で消防団員に対して、報償金を支給するものとする。

- | | | |
|--------------|------|--------|
| (1) 火災予防運動従事 | 1人1回 | 2,500円 |
| (2) 歳末警戒従事 | 1人1回 | 2,500円 |
| (3) 水防訓練従事 | 1人1回 | 2,500円 |

(報奨金の支給対象)

第3条 区長は、必要かつ相当と認める範囲で団始式において優良消防団員として表彰された消防団員に対して、報奨金を支給する。額については、1人1回につき1,000円とする。

(報償金の請求)

第4条 消防団員は、第2条の報償金の支給対象となった場合には、所属する消防団の代表者に請求および受領の権限を委任しなければならない。

- 2 前項の委任を受けた代表者は、報告書を添えて、区長に請求するものとする。

(報奨金の請求)

第5条 消防団員は、第3条の報奨金の支給対象となった場合には、所属する消防団の代表者に請求および受領の権限を委任しなければならない。

- 2 前項の委任を受けた代表者は、報告書を添えて、区長に請求するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付則

この要綱は、平成9年5月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。